

# 【須賀川市】 電子契約の試行に係る 運用ルールについて

令和6年9月13(金) 財政課  
建設工業関係事業者様向け説明会資料

# 電子契約の導入スケジュール

- 1 9月13日 建設工事関連の事業者様への説明会の実施
- 2 10月1日 試行運用開始 ※財政課で入札執行する工事  
関係の発注を対象とします。
- 3 R7年1月 全庁職員向け研修会の実施
- 4 R7年2～3月 全庁で運用開始（財政課以外の部署で発注  
する全ての契約に適用）

# 電子契約の事務手順 1 / 4

## 【入札終了後】

(1) 入札執行課(財政課)より落札事業者へ落札決定の電話連絡。電子契約の意向確認。

(2) 落札事業者は市へ「電子契約利用申請書」をメールで提出。【資料1】

提出先メールアドレス(財政課契約管理係)

[s-kyks@city.sukagawa.fukushima.jp](mailto:s-kyks@city.sukagawa.fukushima.jp)

市ホームページ掲載場所：事業者の方へ

－入札・契約等-契約に関するお知らせ

電子契約利用申請書	
令和〇年〇月〇日	
須賀川市長 様	
所在地	
番号又は名称	
代表者職氏名	
須賀川市と電子契約サービスを利用して行う契約の締結における契約締結権限者及び契約締結に使用するメールアドレスは、次のとおりです。	
案件名	
確認者①【契約締結権限者】※電子契約の署名者として登録されます。原則、本市の入札参加資格有資格者名簿に登録した情報(契約書上表記される情報)と一致させてください。	
役職	氏名
メールアドレス	
確認者②【担当者】※確認者②については必要がなければ省略できます。	
氏名	
メールアドレス	
署名時アクセスコード ※半角英数字6文字まで	
留意事項	
(1) 本書は押印不要です。ご提出は入札を執行した担当課へ電子メールでお願いいたします。	
(2) 電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。	
(3) 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。	
①電磁的措置の種類(コンピュータ・ネットワーク利用の措置)	
②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式(電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等)	

# 電子契約の事務手順 2 / 4

## 【電子契約利用申請書提出時の注意点】

- (1) 契約する案件ごとに提出が必要となります。
- (2) 落札決定の電話連絡後、当日16時までにメールで提出してください。
- (3) 年明け頃、全庁の契約に適用となった場合には、各発注課が入札執行課となる場合がありますので、その場合は各課で指定するメールアドレスへ提出してください。
- (4) 提出先の市側のメールアドレスについては、原則として電子契約関係の書類のやりとりにのみ利用しますので、電子契約締結に関係のない書類提出やお問い合わせ、その他連絡には利用できませんのでご了承ください。

# 電子契約の事務手順 3 / 4

本人宛に送信した メール内のアドレス(URL) から署名



# 電子契約の事務手順 4 / 4

## 【工事関係の契約に関する添付書類の取扱いについて】

- (1) 添付書類（着工届や工程表、現場代理人主任技術者通知書、契約保証関係の書類など）については、**後日提出とします**。落札決定から概ね1週間以内に**メール**もしくは窓口にてご提出ください。
- (2) メールで提出する場合は、送信先は電子契約利用申請書を提出するメールアドレスと同じメールアドレスへ送信ください。

添付書類提出の詳細は【資料2】をご覧ください。

# 運用の留意点

## 【紙契約と電子契約の選択】

契約ごとに**任意**とします。電子契約は契約当事者双方の合意があって初めて実施可能となります。従来の紙契約も引き続き可能です。**あくまで選択肢の一つとして電子契約を導入する考えです。**

## 【変更契約等へも対応】

変更契約や内容訂正のための覚書にも電子契約の利用が可能です。

## 【適用開始】

令和6年10月1日以降で指名・公告する財政課執行の工事案件で試行。

- 
- ・ 10月22日開札分の指名競争入札(10月3日頃 指名通知予定)
  - ・ 11月 6日開札分の一般競争入札(10月9日頃 公告予定) から運用開始。

# 契約保証証書の電子受付について 1/2

令和 6年 7月 10日

保 証 証 書  
(契約保証)

須賀川市長 殿

保証委託者

株式会社 [ ] 殿

工事名 [ ]

保証金額 ¥6,365,700円

保証期間 自 令和 6年 7月 10日  
至 令和 7年 3月 25日

保証業務履行請求期間 令和 7年 9月 25日

保証人 須賀川市 須賀川 2丁目27番10号  
東日本建設業保証株式会社  
取締役 柴田 卓也

当会社は、前社会保険協会の建設業保証に準ずる特約事項に基づき、多岐様のお取り扱いと保証委託者間の工事請負契約に基き、保証金の半額に限り生ずる損害金に対する支払いを保証いたします。

(取組箇所) 福島支店  
TEL 024-523-2356  
FAX 020-027-256

25073-01611 30001-10001

1 1 2 1 0 4 7 9

東日本建設業保証(株)が発行する契約保証金の保証証書（前払金・中間前払金の証書も含む）についても、電子提出を可能としました。

東日本建設業保証(株)に保証の申請を行う際に電子保証を選択してください。

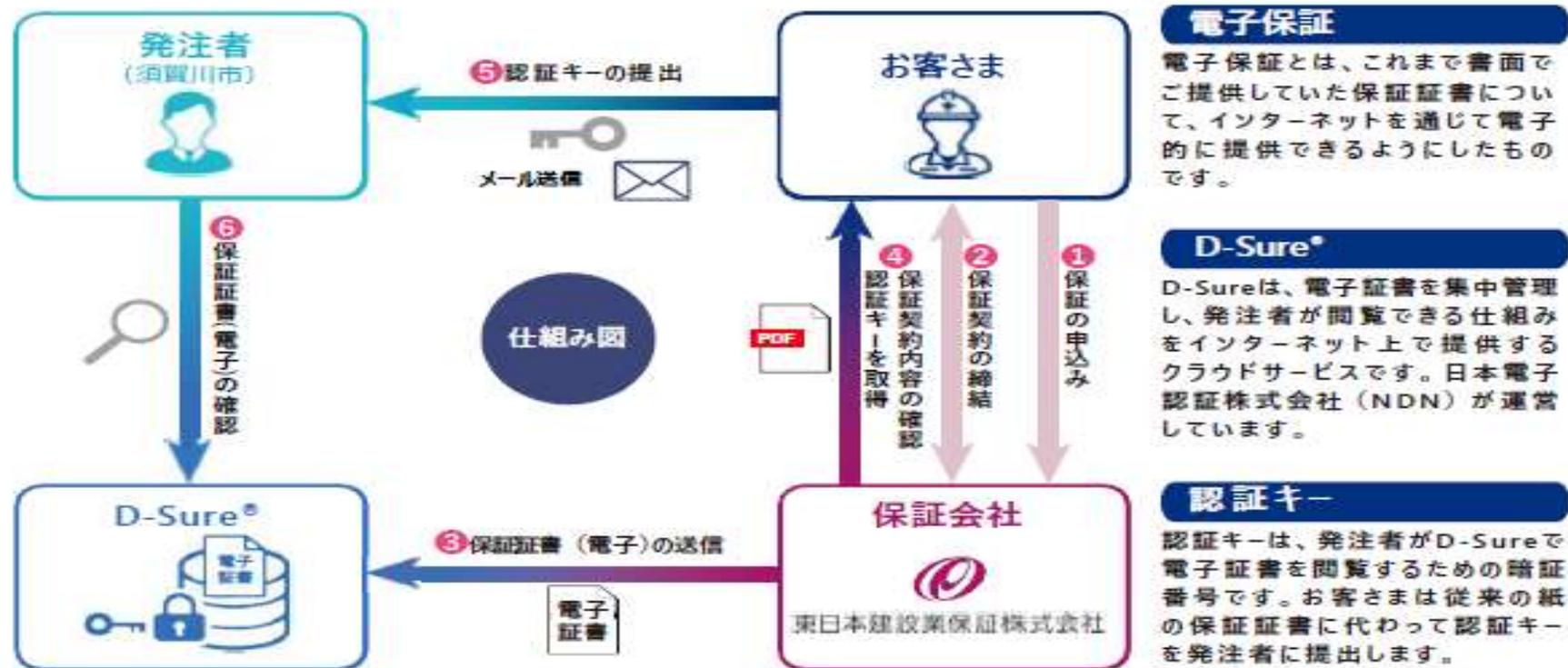
**電子保証を選択した場合、「保証契約番号」と「認証キー」が発行されますので、これを市へメールでお知らせください。**

電子受付は財政課・経営課でのみ受付可能です。

財政課の受付メールアドレスは、電子契約利用申請書の提出メールアドレスと同じメールアドレスです。

# 契約保証証書の電子受付について 2/2

【電子保証の手続きのイメージ】 ※東日本建設業保証(株)からの提供資料より



市ホームページ掲載場所：事業者の方へ  
－入札・契約等-契約に関するお知らせ

# 最後に

今回10月から財政課で”試行”として運用を開始させていただきます。

この電子契約が事業者の皆様にとって事務負担の軽減に繋がるより良い手段となるよう、試行の結果を受けて、今後（年明け全庁適用のタイミングや年度が替わるタイミングで、）**本日まで説明した事務手順・ルールを若干変更する可能性がありますのでご理解の程**よろしくお願いいたします。

また試行段階において電子契約を締結いただいた事業者様に、後日何らかの形で感想をお伺いすることがあるかもしれませんので、その際はご協力をお願いいたします。

変更等があった場合は、市HP等でお知らせさせていただくほか、契約時に各事業者様へ丁寧にご案内させていただきます。